

砂川市庁舎建設検討審議会 第11回 議事録

日 時：平成29年10月11日（水）午後6時開会

場 所：砂川市役所 3階 大会議室

出席者

○小篠委員、小関委員、瀬戸委員、其田委員、池内委員、佐々木委員、田村委員、伊藤委員、有澤委員、熊谷委員、杉浦委員、佐藤委員

○事務局

角丸副市長、熊崎総務部長、近藤総務部審議監、畠山庁舎建設推進課長、徳永庁舎建設推進課副審議監、大西庁舎建設推進課推進係長
(株)大建設計3名

1. 開 会

(事務局)

皆様、大変ご苦勞さまでございます。

定刻となりましたので、ただいまより第11回砂川市庁舎建設検討審議会を開催いたします。

初めに、欠席者のご報告をいたします。本日は、大橋委員、岡本委員、鈴木委員、坪江委員、小菅委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。また、まだ見えていない方はこれからお越しになるものと思います。それでは、会議に入ります。

2. 会長挨拶

(事務局)

初めに、会長からご挨拶をいただきまして、その後の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

皆様、こんばんは。

11回目ということですがけれども、今月末に最後の審議会を開き、基本計画を成案としてと考えております。今日は、その内容が資料として添付されておりますので、これを見ながら反映されているかどうかを含め、議論していければと思っております。

よろしく願いいたします。

3. 議 事

(会長)

それでは、審議に入る前に報告がございます。今日の審議会には2名の傍聴者がおり、傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。それでは、議事に入ります。

まず最初に、(1)の第10回審議会意見内容についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

第10回審議会意見内容について、資料1に沿って説明。

(会長)

このように議論がたくさんありましたが、このようにまとめさせていただいたということです。

ご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、今日、一番重要な議題となります基本計画(答申案)についての審議に入ります。

これは、今まで非常にたくさんの時間を費やし、議論をした内容を整理したものですけれども、第1章から第6章までの構成になっております。これを全部説明するとわけがわからなくなるので、1章ごとに説明してもらい、その都度、議論をしたいと思います。

それでは、第1章の基本計画策定の趣旨についてです。

事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

(2)砂川市庁舎建設基本計画(答申案)について、答申書(案)及び第1章について、資料2に沿って説明。

(会長)

基本計画の目的、関連計画との整合、基本計画の位置づけが基本計画策定の趣旨になっているわけですが、ご質問やご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにいたします。

続きまして、第2章の新庁舎建設の検討経緯についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

答申案の第2章新庁舎建設の検討経緯について説明。

(会長)

ここは基本構想のときにいろいろと議論したところで、建設位置については特に議論しましたが、それらをまとめたところとなっております。

ご質問やご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、これでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにいたします。

次に、第3章の新庁舎建設の基本理念・基本方針についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

答申案の第3章新庁舎建設の基本理念・基本方針について説明。

(会長)

これについても基本構想でまとめてあるものをコンパクトにさせていただいたものとなります。

ご質問やご意見はございませんか。

(委員)

基本方針1のところ「防災、救援拠点としての」となっていますが、「て」が抜けているのではないのでしょうか。

(会長)

「防災救援拠点としての」ですね。

(事務局)

申しわけございません。修正させていただきます。

(会長)

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、これでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにいたします。

次に、第4章の新庁舎への導入機能についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

答申案の第4章新庁舎の導入機能について説明。

(会長)

第4章は大変ボリュームがありますが、一気に説明していただきました。

この内容についてご質問やご意見はございませんか。

前回、非常に活発に議論したところもこのように整理されております。

(委員)

全体的なこと一つ、細かいこと二つお伺いしたいと思います。

まず、全体的なことについてです。

幾つかの項目でパターンを並べられていますよね。一番わかりやすいところでは、窓口・相談機能で、ワンフロアサービスなのか、ワンストップサービスなのかなど、2パターンや3パターンがありますね。

これらは、次の基本設計、実施設計の際、こうなったということがいずれ決まると思うのですけれども、その経過はオープンになるのかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

導入機能のところでは幾つかのパターンを示させていただき、設計段階で決めていくものもありますが、どちらに決まったかは基本設計ができた段階でオープンになっていきます。

また、窓口・相談機能については、ワンフロアサービスとワンストップサービスの二つを示しておりますけれども、砂川市といたしましては、証明書の発行など、一部、ワンストップサービスを取り入れたワンフロアサービスを基本計画の中で整理しております。

(委員)

基本設計で決まったときに市役所のホームページに掲載されるのですか。

一例として、窓口・相談機能について2パターンが挙げられていたので申し上げたのですが、それらは市のホームページに掲載され、確認できるのかということです。

(事務局)

設計段階で決めるものについては、基本設計ができた段階で市民に対してパブリックコメントを行うなど、市民に周知しながら、意見を募りたいと考えております。

(委員)

次に、細かいことで2点確認させていただきます。

一つ目は、駐車場の件です。駐車場の場所として、現在の庁舎跡地と公民館前の二つが挙げられていますけれども、これで全部を賄えるのでしょうか。想定されている台数に対して、このスペースでおさまるのかということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

駐車場についてです。来庁者用駐車場は、現庁舎の跡地及び公民館・図書館前の駐車場で賄えるように設計したいと考えております。また、職員用駐車場は、庁舎周辺に職員用駐車場を確保しておりますので、引き続き、その場所も使用したいと考えております。

(委員)

最後に、前回言えばよかったのですが、前々回の審議会で話したことで、新しい庁舎になったときにサーバー室を設けるのかどうかを伺いたいと思います。

(事務局)

サーバー室は設けるように進めております。それについては、災害時のことも想定し、2階以上の上階に設置するように考えております。また、耐震構造によっては、地震時に対応できるよう、免震床の採用についても検討しております。

(会長)

最初のご質問が特に大事だったのではないかと思います。

審議会として基本構想と基本計画をつくり、それがどういうふうに反映されているかをどうやって知ることができるかということだったと思います。つくりっ放しで、つくったところまで責任があるとはならないわけで、審議に関わった責任があるわけです。

事務局からは、基本設計終了時に情報を公開するとともに、パブリックコメントもするという事なので、広く市民にもオープンにされ、どういうふうに反映されたのかを見ることができるということでした。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

質問というより、提案です。18ページのフリー（交流）スペースについてです。

一番最初の項目で市民が自由に打ち合わせ、待ち合いの時間を過ごすことができるリースペースを設置して、その一部は、臨時の事務や小規模なイベントなど、多目的に利用できるとの記載がありますが、そこに、協働の拠点とできるとか、そういうような文言をプラスしてもらおうとイメージしやすいのかという気がいたしました。

(会長)

どこになりますか。

(委員)

(2)の一つ目の黒丸のところです。どういった目的で使うかということで、臨時の事務や小規模などと書かれているのですけれども、そこに協働の拠点にも使えますということを書き加えていただくのはいかがでしょうかということでした。

(会長)

使い方の事例を示すということですか。

(委員)

イベントだけではなく、市と市民が協働で何かするための拠点として使うというイメージを持てるようにすればいいのかなということでした。

(会長)

単純なイベントという誰にでもオープンにされている話ではないという議論を前回にしましたが、行政の施策とそれをサポートする市民が、今のお話ですと、協働の拠点としても機能するのだということで、前回にもそんな話が出ていたかと思うのですけれども、それをちゃんと記載したほうが良いというご意見ですね。

(事務局)

基本構想においても協働の拠点として開かれた庁舎と記載されておりますので、こちらについては審議会として協議していただければよろしいかと思えます。

(会長)

そうしましたら、そういう提案がありましたけれども、記載するということがいかがでしょうか。

(委員)

19ページの市民利用スペースの議論経過で十分だと思うのですが、どうでしょうか。

(会長)

基本構想で市民交流、協働の拠点として市民の集いやすい庁舎と記載してあり、また、公民館、図書館との役割分担も検討課題として協議し、その中で審議会ワーキングやワークショップでも広く市民から意見を聞いたという経過が入っているわけです。さらに、情報発信・フリー（交流）スペース、周辺環境との調和、周辺施設との連携について整備方針を定めまして書かれております。その内容について前のページに書かれますので、協働の意味はこういうことだということを補足したらどうかというご意見だったかと思えます。

特段の反対意見がなければ加筆することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、加筆することといたします。

私から大きな質問をしたいと思えます。

皆さん方にも考えていただきたいのですけれども、導入機能のところでも多用されている言葉なのですが、3種類ぐらいの語尾を使っているのです。「することが望ましい」「する必要があります」「検討する必要があります」とあり、この3つのニュアンスは相当違うと理解するのですね。

例えば、「検討する必要がある」ということであれば、次の段階で検討すればよく、採用するかしないかは問わないわけですし、「設置する必要がある」ということであれば、設置しなければならないと言っているわけですし、「何とかすることが望ましい」というのは、やってもやらなくてもいいと言っているわけです。その辺をどういうふうに整理されているのでしょうか。

(事務局)

文末の文言の表現については、あくまでも審議会での答申となりますので、「必要があります」「望ましい」などとしております。

また、表現の意味合いについてですが、「検討する必要があります」というものは、基本設計の中で検討していくということです。また、「必要があります」「望ましい」というものは、このような方向で進めていきたいと考えているものです。

(会長)

表記を改めろと言っているのではなく、審議会の答申としては、公文書としてはこういう書き方でよろしいということなのでしょう。ただ、私たちの理解としてはどうかということ。 「望ましい」「する必要がある」というのはその方向でやりたいと言っているということで、「検討する必要がある」というのは次の段階でどうするのかを検討することなのですね。

(事務局)

はい。

(会長)

それでは、その辺を頭の片隅においてそれぞれの文章がいかどうかをチェックしなければならないので、見ていただければと思います。

例えば、18ページの(1)の最初の黒丸のところに各種情報を得られるコーナーの設置を検討しますとありますが、これはどういう意味でしょうか。

何とかする必要がありますと言っているのは、基本計画を受けた設計者に対してこうだと言っているのですけれども、これは審議会が検討しますという意味合いになりませんか。

(事務局)

申しわけございません。これは私どもの整理の誤りでありまして、文言としては「コーナーの設置を検討する必要があります」と整理したいと思えます。

(会長)

ほかにございませんか。

(委員)

執務機能の快適で安全な執務空間についてです。

冷暖房の必要性について、エコを使ってと書いてあるのですけれども、岩内でもあったように、窓口がある1階は冷房が効いているけれども、2階から上階は冷房がなく、後でやると多額のお金がかかるから検討しているという話がありましたよね。

我々のところでは、空調や冷房はほぼ常識ですし、執務空間についても現状の庁舎でも非常に劣悪な環境だと感じております。にもかかわらず、ここでは、適切な明るさなど、照明の話はしておりますけれども、空調関係についてはありませんよね。

そこで提案ですが、市民空間も含め、庁舎内の冷暖房を検討すると入れてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

今、お話がありました冷房設備については、執務空間のところには記載していないのですけれども、13ページの6の環境負荷の低減の(2)の省エネルギー化の推進の一つ目の黒丸で、「照明はLED照明の導入や人感センサーによる点灯システム、調光システムを必要に応じて採用し、冷暖房設備は省エネ効果の高い設備を導入する必要があります」として、冷房設備についても導入する方向となっております。

(委員)

全館ですか。

(事務局)

今の段階では全館を考えております。

(会長)

環境負荷低減のところでは何々の必要がありますというのは、やります、やってくださいと言っているわけで、委員の意見でわかるわけですけれども、冷暖房設備は入れてくださいと答申していることになっているわけです。

基本計画はオープンにされますよね。この後、市長に答申した後はパブリックコメントをするのですか。

(事務局)

この基本計画については、次回審議会でも市長に対して答申を行っていただき、その後、市において基本計画案とし、それに対してパブリックコメントの募集をします。また、市内での市民説明会を予定しております。

また、案にする段階において、先ほどお話がありました「導入する必要があります」という文言については「導入します」とするなど、語尾は整理させていただきます。

(会長)

一言一句、全てをやる時間はありませんが、もしそうだとすると、13ページの環境負荷低減のところでは矛盾がないようにしないといけないと思っております。

例えば、「自然エネルギーや省エネルギー化の推進については、費用対効果を見ながら本市に適した手法を導入します」となるわけですよね。それで、何をすることがその後書かれることになると思いますが、本当にそれで大丈夫なのかということです。

というのは、要は、環境負荷低減のところでは結構大きいことを言っているのですね。ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの実現を目指すとはありますが、ネットゼロにはならない、そこには到達できない可能性があるわけです。しかし、やるとすれば、そう書かなければいけないわけです。でも、これは、頑張ってはみるけれども、費用対効果で選んでいくという話に落ちついていくのではないかと思うのです。

ですから、今、こういうことをやったらどうでしょうかと市長に答申するので、こういう書き方でいいと思うのですけれども、パブリックコメントをする際には、しますと書くことになるわけで、その辺の整理がもう一つ必要になるのかなと思うのです。

機能として何を入れるかはお金に跳ね返ってくるので、これで大丈夫かどうかというか、手続きの進め方についてうまくやってほしいということです。

(委員)

私たち審議会委員は、あくまでもやってほしいという希望で発言されているわけです。そして、素人ですから、この事業をするに当たっての技術は何にも持っていないわけです。

その上で、これから私たちが検討した後は、会長が言われるように、費用の問題も含め、

いろいろと検討されると思うのですが、その結果がどうなるかです。そのときに会議をもう一回開いて、説明を受けるのか受けないのかです。

このようにいろいろと考えると、最終的には、僕らは素人だから、プロに任せますけれども、プロの回答が予算から考えてこういうことしか対応できないとなったときに、私たちが討議したものができなくなる可能性も出てくると思うのです。私たちがそれから取り組んでもどうにもならないだろうけれども、そこら辺にどう対応するのかは少し気がかりだったのです。

そこまでしてくれると一番望ましいと思うのですがけれども、事務局として、私たち審議会の希望に従って対応しますということであれば、それはそれで結構だとは思いますが、でもね。

(会長)

委員がおっしゃっていたけれども、基本設計ができた段階で広く市民に開かれることはありますが、その前の段階で、こういうふうになりました、これでよろしいでしょうかと審議会に諮る手続きを踏んでいただき、それからオープンにしてもらうことは要らないのかということだと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

市長に提案権があり、決定権は議会にあるわけです。私たちが決定するわけではないので、答申するだけでいいのではないかと思います。というのは、委員が言われたように、技術的に何かを持っているわけでもなく、各団体の代表だったり、私のように勝手に参加している者だったりするだけなのです。こういう答申を市長に出せば、一般市民にも議員にわかるもので、最終的に新庁舎建設のときにこれがどう生かされているかは議会で論議されるので、それでいいのではないかと思います。

(会長)

これは、プロセスの話だと思っているのですね。ですから、最終決定権は議会であり、その上に市長がいて、そこで決定するのは当然ですが、その前の段階の話をしているわけです。ですから、議会に上程するものについて、これでいいかどうかの確認を審議会に諮る必要はないのかということなのです。

(委員)

せっかく11回もかけて議論した経過があるわけですから、委員の皆さん方の希望が何割かかなえられているのかはわかりませんが、その辺を十分に酌んでいただいた理解できる範囲内であってくれば望ましいわけですよ。そうした対応を事務局としてどう考えておられるのか、聞いておく必要があるのではないかと思います。

できるできないなど、最終的なことは、委員が言われたように、議会でやるのだろうし、専門的な分野の方が結論を出されるのだろうと思います。それはそれとして、私たちは抵抗するものは持っていないわけです。

(委員)

基本設計の結果を市民に発信するのでしょうかけれども、その前に、審議会でお考えいただいたものからこんなふうになりましたという時間はないのではないかと思います。ただ、大きな変更はできないにしても、どういう経過でこうなりましたということがわかれば理解できるので、基本設計を市民に出す前に審議会を開き、こうなりましたよということをやっただけならば十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

この審議会につきましては、昨年の基本構想から始まり、今回の基本計画ということで、約1年にわたって審議していただき、答申いただくところでございます。市といたしましても答申内容については尊重したいと考えておりますし、今、お話のありました報告的なことについては、基本設計ができた段階で市民説明会とパブリックコメントを予定しておりますが、その前段で審議会委員の皆様に対して報告させていただく機会を設けさせていただきたいと考えております。

(会長)

ということですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、そのようにいたします。

第4章について、ほかにご意見はございませんか。

(委員)

水害対策について確認しておきたいことがございます。

水害レベル2は、石狩川で150年、あるいは、空知川で100年に1回という考えられないような水害が起きると5メートル程度の浸水となるとなっていますが、そのとき、庁舎へ出入りする対策はお考えになっているのでしょうか。

(事務局)

水害レベル2についてですが、石狩川で150年、空知川で100年に1回の水害という大河川の氾濫を想定しており、砂川市のハザードマップでは5メートル程度の浸水となると記載されております。こうした大河川の氾濫によって5メートルの浸水があった場合、出入りは不可能ですので、災害対策本部は別なところに設置することになります。

(会長)

5メートルまで浸水するまでにどのくらい時間がかかるのかもありますし、5メートルの浸水が起きるとすればどれくらい雨が降るのかもありますが、想像できないくらいの災害だと思います。また、そのときに新庁舎の機能が残っているかという問題もあるぐらいの激甚災害的な様相だとは思いますが、そういう意味では、セーフティーな状態をとってお

くための対策は別に考えているということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

それがないと、逆に言えば、砂川市としては非常に苦しいわけですが、基本構想の敷地選定のときにそうした議論をしたかと思います。

ほかにございませんか。

(委員)

念押しですけれども、サーバー室を置くか置かないかについてです。

クラウドサーバーを使うことでコストをリーズナブルに抑えられることを聞いたことがあります。一例で言うと、人口5,000人ぐらいと、砂川市の3分の1ぐらいの人口の京極町ですが、庁舎にサーバーがなく、別なところに置いて、それでコストを抑えているという記事を読んだことがあります。

置かないとすれば空間を考える必要もないし、セキュリティーの面も向上するかもしれないので、ぜひとも検討してみてもどうかと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

そういった対応をしている庁舎もあるということでしたが、サーバーについては情報推進の担当部局がありまして、その中で、今後どうするのかを含め、考える機会があるかと思います。ですから、今回そういった意見があったことは担当に伝えたいと思いますが、今の段階ではクラウド利用については聞いておりませんので、この計画書には出てこないことをご了承いただきたいと思います。

(委員)

私個人としては、コスト面から考えればいいかと思いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、第4章についてご意見が結構出ましたが、追加、修正したものについては次回の審議会の前段階でもう一度チェックすることになりますか。

(事務局)

審議会の約1週間前にはお手元に届くよう、事前配付したいと考えております。

(会長)

次に、第5章の施設計画についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

答申案の第5章施設計画について説明。

(会長)

第5章についてご質問やご意見はございませんか。

それでは、私から二つです。

複合化で地域包括支援センターを入れることになっておりますが、市役所に入るのは割と珍しいですよ。どちらかという、デイケアセンターなど、関連するところにあるわけです。持ってくるのがだめだと言っているのではないのですが、33ページの階構成には入っていないので、どこに入るかがよくわからないのです。複合化のところであらうのであれば、階構成の基本的な考え方のところにも入れたほうがいいでしょう。

今後、介護保険をどういうふうにするかを聞きに来る方がふえてくるかと思えます。今まで来庁しなかった方々がやってくると考えると、そういう意味での利便性をどこまで確保するのかが出てくるのではないかと思うのです。

今まで議論をすっぽかしてきたところだったのですが、どうお考えでしょうか。

(事務局)

地域包括支援センターについては、高齢者支援を包括的に支援する施設でございまして、業務内容的には、介護福祉課と密接な関係があることから、介護福祉課に隣接して配置することを考えており、階構成の項の4階構成案に記載したいと思えます。

(会長)

市役所の介護福祉課と地域包括支援センターがドッキングしたものの掲載を考えていらっしゃるということですね。

(委員)

窓口は別々になりますか。

(会長)

どういうふうな感じになるのでしょうか。ケースワーカーは市の職員としてではなくいらっしゃるかと思うのですね。ワンストップ窓口にしてやるのかということですね。

(事務局)

窓口がどうなるかについてですが、最終的にどういうふうにするか、介護福祉課とどう連携するかは、今の段階で整理されておられませんので、窓口の配置などは今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

(会長)

複合化の意味のところにも複合化したほうがサービスの向上が図られると書いてあるので、その方向で整理していただかないといけないのではないかと思えます。

もう一つです。

33ページの階構成で、最上階に展望スペースがあったのですが、それが消えてしまっていますよね。それはどうですか。

(事務局)

展望スペースについては、4階構成案の中では記載しておりませんが、展望、眺望を楽しむということから高層階になりますので、そこでの整備を検討したいと考えております。

(会長)

記載する方向ということですか。

(事務局)

こちらはあくまでも構成案として、会議室などのスペースについてもこの段階では記載しておりませんので、眺望スペースについては記載しないで進めていきたいと考えております。

(会長)

そうすると、議論した経過が基本計画に折り込まれなくなりますね。

(委員)

27ページにありますよ。

(会長)

「オアシスパークや樺戸連峰の眺望に配慮する」ですか。でも、これは建築が配慮している感じに見えますよね。執務空間などからも見えると理解されますよね。市民が行ける場所としての眺望スペースとしてはちょっと物足りない記述かと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

補足説明させていただきます。33ページの4階構成案は、先ほど説明しましたように、一つの案ということで、必要な部屋がほかにもありますけれども、そういったものまで細かく書いていないところです。また、視察で行かれた岩内町の庁舎ですと、ちょっとしたスペースが各階に分かれていたかと思います。眺望スペースは上層階には違いはないのですが、具体化したものがまだ見えてきませんし、こちらは構成案ですので、これでどうでしょうかという意図があります。

(会長)

案を示しているだけで忘れてはいないということだそうですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

ほかにございませつか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、第5章はこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにいたします。

最後に、第6章の事業計画についてです。事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

答申案の第6章事業計画について説明。

(会長)

第6章についてご質問等はございませんか。

(委員)

素朴な疑問ですけれども、事業手法について、E C I方式をとることを現段階で考えているのか、また、これから踏まなければいけない手順があるのか、お伺いしたいと思います。

(事務局)

文章にも書いてありますように、E C I方式のメリットは、設計が完成するまでの段階でノウハウを持っている建設会社の協力を受けて設計を進めることで工事費の抑制や期間の短縮ができます。また、こうすることで、設計段階で施工業者を確保できるという副次的なメリットもあります。

今の時代背景や状況を考えますと、東京オリンピックがあり、施工する業者がなかなか決まらないかもしれない、工事費が高くなるかもしれないということがありますので、事業の遅延がなく施工、発注ができるのではないかと考えられますし、自治体によってはE C I方式を検討しようとしているところもあります。そういった意味では、今後、もう少し様子を見なければならぬと記載しております。

ただし、短所もあります。それも庁舎建設としてはよくないものですので、加味しなければなりません。業者が決まらず、施工期間中にできないということが発生しそうな状況がより明らかになれば検討しなければいけません。

以上のことから含みを残した書き方を提案させていただいております。

ですから、必ずやる、やらなければならないということではなく、手法の一つとして検討しなければならない課題として載せているということです。

(委員)

ということは、今の様子から基本計画の段階だからまだわからない部分が多いので、様子見をしながら、進んでいく上でこちらがというふうに適宜決められていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

この手法を採用することになれば、実施設計の段階から入ってきます。ですから、E C I方式を検討する期限は基本設計の期間までとなりますが、今後の発注時期に近い段階まで様子を見たいということです。

(委員)

36ページを見ますと、来年の夏ぐらいまで様子を見て、基本設計ができ上がってから判断するということがよろしいのでしょうか。

(事務局)

基本設計期間中に判断することになります。

(会長)

今のやりとりでわからないところがあったのですが、仮にE C I方式を採用するとして、技術協力してくれる施工者は、実際に施工の契約をする相手方ですか。

(事務局)

そうです。

(会長)

それが実施設計の段階でということだと、基本設計、実施設計の契約が二つに分かれるという理解でよろしいのですか。

(事務局)

基本設計、実施設計は設計事務所に発注します。そして、E C I方式での技術協力は別に発注することになります。

(会長)

その場合、施工者の入札をしないから早い場合が起こり得るのです。従来方式だと、実施設計をやって、予算を確定して、入札するわけです。しかし、入札は、いろいろなことから不落に終わるなどで時間がどんどん過ぎてしまうので、着工するまでに時間がかかる可能性があるのです。ですから、シームレスに施工が済むよう、前の段階から技術協力という形で施工者を入れておくというのがあり、それがE C I方式だということです。

ただ、技術的に高度なことをやっていかなければいけないので、コントロールするのは難しいところがデメリットだという話でしたね。

(委員)

ぱっと見て、逆戻りしているように見えたのです。

(会長)

黄緑色と技術協力のところに契約とした矢印がついているところが逆戻りに見えるということですね。

(委員)

E C I方式をとっていると延び延びになるのではないかと思ったのですが、施工者が決まるのですね。理解が追いつかず、申しわけありませんでした。

(会長)

基本計画の段階では残しておくのだけれども、この判断をするのは分離発注方式よりも少し早いということです。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

(会長)

事業計画についてはご説明を一度していただいております、それをまとめていただいているだけかと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

それでは、このようにいたします。

これで基本計画全体にわたってご意見をいただいたわけですが、その他に入る前に全体を通じて何かあればご発言をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

先ほどの「望ましい」や「検討する必要がある」ということについて、「検討する必要がある」というものは、決定ではなく、これから変わる可能性があるという話だったと思いますが、採用されなかった理由はどこかで教えていただくことはできるのでしょうか。

(会長)

先ほどの手順でいえば、基本設計完了時に審議会メンバーにご報告をいただけるというところだと思います。

(委員)

そのときに採用できなかった理由についても示していただけるのですね。

(事務局)

はい。

(会長)

ほかにごいませんか。

それでは、私からです。

審議会とは別の場で議論していくように検討していきものがありましたが、それはどういふふうに記録として残るのでしょうか。どんな形で引き継がれていくのかについて、懸念しているわけではないですけれども、教えていただければと思います。

(事務局)

記録としては議事録に残ることしかありません。また、この審議会とは別の場で議論することについては、設計段階に入りましたら、メンバーをどうするのかなどは検討していかなければなりません、何かしらの場を設けて検討したいと考えております。

(会長)

なぜそれを聞いたかという、次回に答申しなければならないのですけれども、市長もそれを理解していると考えてよろしいのかということです。

(事務局)

フリースペースはどういった活用ができるのかについて、市長には話をしておりますけれども、次回の審議会までには話して、判断してもらおう場を設置して、市民の集いの場

を求めていますということは伝えたいと思います。

(会長)

これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

(会長)

わかりました。

4. その他

(会長)

それでは、その他に入ります。事務局からお願いいたします。

(事務局)

今回の審議会は、10月25日水曜日となります。時間は通常よりも早い午後4時から予定しております。また、今回は、今日いただいた意見等を踏まえ、答申内容を修正させていただき、その最終確認を行った後、市長に答申していただきたいと考えております。最後の答申となりますので、お忙しいところとは存じますが、ご出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(会長)

今回は、10月25日午後4時から開催するとのことです。

全体を通して何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 閉 会

(会長)

それでは、以上で第11回審議会を閉会といたします。

ご協力をどうもありがとうございました。

以 上